

第1号議案 2022年度事業報告

豊橋市民成年後見センターは、弁護士・司法書士が中心ではなく「一般市民」が中心となって活動する市民後見人を形とする為の努力を続けています。物事への判断能力が著しく低下している認知症、知的・精神疾患のある方の財産管理、身上監護を行ってまいりました。活動を行う際には、「市民」の温かみのある援助を前面に活かす努力を心がけています。

また、市民後見人活動を中心に、医療機関、包括支援センター、ケアハウス・グループホームや介護事業所へ啓蒙活動を行ってゆく必要があると感じ連携を図りながら実施、活動しております。

(1) 会員数について

新会員3名が加入。

現会員数は、正会員22名、賛助会員5名。(別紙資料2)

(2) 後見人など受任活動について

① 相談事業

21件

エルゴット	3	コープ愛知	4
さわらび	3	福祉村病院	2
司法書士	3	メイッククリニック	2
施設(居宅)	2	個人	2

② 後見等受理

10名

後見	4	原田・佐藤・今泉・荒河
保佐	5	神田・山本・中山・渡邊・堀川
補助	1	永谷
進行中		
死亡	4	佐藤(73歳)・高橋(85歳)・中山(81歳) 坂神(73歳)・畑田(75歳)
その他		

現在37名を受任している。

(別紙資料2・3)

(3) 理事会の役割

年間行事予定の日程に沿って理事会を行いました。

- ・理事会では、様々な取り決めや運営委員会で出された提案や事案を決済。
- ・運営委員会による決定事項は、理事会決済に準じるようにサポート。
- ・会員の意見を集め、被後見人事案は、会議で受任の有無を慎重に決定してきた。
- ・年2回、場所をカリオンビルにて実施。

(4) 運営委員会

毎月第3土曜日 13:30～ 豊橋市民成年後見センター事務所にて実施しました。

- ・活動について困っていることや受任している被後見人・保佐人・補助人の対応に苦慮していることを共有した。
- ・提案・状況報告などに加え、後見センター事務所が抱える問題に向き合い、解決策やその決済を行ってきた。

(5) 事例検討会・学習会

運営委員会終了後、事例検討会や学習会を実施しました。

- ・新しく相談を受けた人の対応・手続き
- ・死亡した人の対応・手続き
- ・生活保護等で収入の少ない人のための東三河広域連合助成金制度とその手続き
- ・任意後見制度と死後事務委任契約
- ・報酬付与申立書の書き方
- ・法テラスについて

(6) 研修

3月 令和4年度成年後見制度啓発講座

「任意後見制度」と「死後事務委任契」（豊橋社会協議会主催）

5名（榊原・小野・彦坂・村田・玉谷）参加

(7) コロナ対策

受任者の中にもコロナに感染した人が数名いた。幸いなことに重症化する人はいなかったが、前半は、全く施設での面談・面会ができなかった。

昨年度に引き続き、次のような対策を講じました。

- ・入り口に消毒液の設置。
- ・部屋の換気、机等の消毒。
- ・個々に携帯用の消毒スプレーを使用。
- ・体温計（7個）とオキシメーター（2個）・血圧計（2個）を置く。

(8) その他

事務局より会員へ情報誌を年4回（7月・9月・1月・3月）発行。

相談員を常駐。社員として雇用。